

第8章 歴史文化遺産の防災・防犯

1. 歴史文化遺産の防災・防犯に関する現状と課題

(1) 本市の防災・防犯における策定の現状

①本市では災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の第 42 条の規定に基づき、『うるま市地域防災計画』（2015 年：平成 27 年 3 月策定）を策定した。そのなかに「文化財災害予防計画」を定め、指定文化財をリストアップし、災害予防の対策を図っている。対策と実施の内容は以下のとおりである。

対策別	実施内容
(1) 予防対策の確立	市教育委員会は、県から指導を受け、所管の指定・登録文化財防災計画を策定し、警察及び市消防と常時連携を密にして、災害予防の確立を図る。
(2) 所有者・管理の対策	指定・登録文化財の所有者及び管理責任者、又は管理団体の長へ防災思想を啓発し、環境の整理整頓を図るよう奨励する。
(3) 火気制限	指定・登録文化財の区域に居住する所有者に、火気使用の制限を指導する。
(4) 防災施設	防災施設の必要な指定・登録文化財は、補助事業等により完備を図るとともに、県指定及び未指定の文化財を含め、市における防災施設の設置を促進する。
(5) 防災教育	県の主催する各市町村文化財担当職員講習会等により、文化財災害対策について指導を受けるなど、適切な防災措置が図れるようにする。
(6) 暴風による損壊対策	暴風による倒壊等の防止対策及び落下物等による破損防止対策を行うものとする。

②本市では強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）の第 13 条の規定に基づき、『うるま市国土強靱化地域計画』（2022 年：令和 4 年 3 月策定）を策定し、『うるま市地域防災計画』（2015 年：平成 27 年 3 月策定）の上に設定した。その基本目標は以下に設定している。

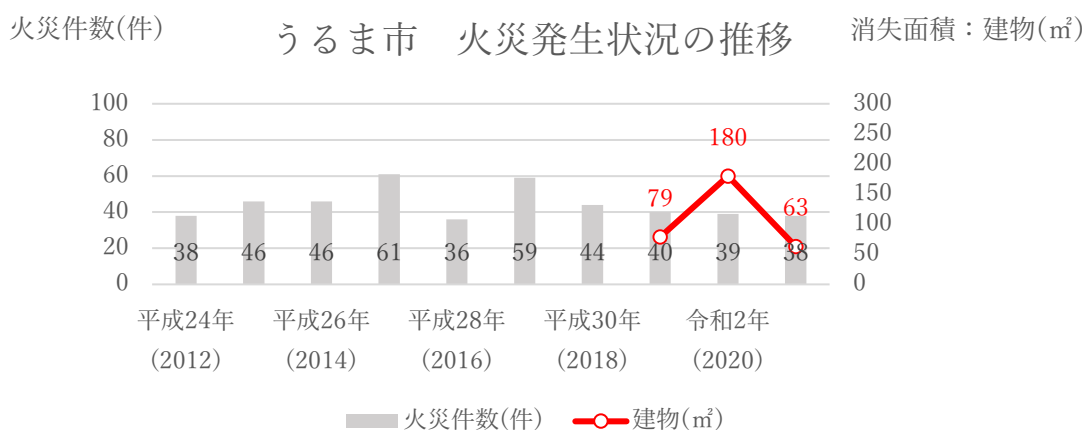
- 1 人命の保護が最大限図られること
- 2 市の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 3 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 4 迅速な復旧復興
- 5 SDGs の視点を踏まえた社会課題解決への寄与

- ③市教育委員会は、警察及び市内自治会と常時連携を密にして、歴史文化遺産の盗難・紛失・破損の予防の確立を図っている。

(2) 本市の防災・防犯における災害のリスクと課題の整理

①火災

- 本市における火災発生の件数は、おおむね 38～40 件程度／年で推移しており、焼失面積（建物）は平均 107.3 ㎡程度／年となっている。本市の指定文化財においては、吉本家の 2010（平成 22）年 4 月火災により、木造赤瓦の家屋などが消失・焼損した経験がある。市内には指定文化財 1 棟と未指定文化財 48 棟の木造家屋があり、平時からの防災の充実などを備え、災害発生時の対応をあらかじめ確認しておく必要がある。



②地震

- 石川ー具志川断層による地震は、広範囲で地震 6 強、離島でも震度 5 強以上を想定している。
- 沖縄本島南東沖地震 3 連動を対象災害として石川地区、中城湾港新港地区、与勝東部、平安座島等は、液状化の恐れを想定している。
- 石川ー具志川断層及び沖縄本島南東沖の地震では、揺れに伴う全壊棟数が約 4,603 棟、半壊棟数が 7,681 棟、液状化に伴う全壊棟数が約 277 棟、半壊棟数が 348 棟と想定している（『うるま市地域防災計画』）。市内には指定文化財 1 棟と未指定文化財 48 棟の木造家屋があり、平時からの防災の充実と耐震化などを備え、災害発生時の対応をあらかじめ確認しておく必要がある。
- 世界遺産および国指定史跡の勝連城跡は、2010 年 2 月 27 日未明に発生した震度 5 弱の地震により外周の石垣の北東部で高さ 3.6m、幅約 4.2m にわたって崩れた経験がある。

③津波

- ・八重山諸島南東沖地震、沖縄本島南東沖地震、沖縄本島東方沖地震、南海トラフ地震等に伴う津波は、石川地区、中城湾港新港地区、与勝東部、島しょ地区等へ浸水をもたらし、市民への直接的被害が想定される。また、高齢者等の移動にも制約が想定され、特に留意が重要とされる。

④風水害

- ・想定台風 5115 (RUTH) による対象災害として石川地区、中城湾港新港地区、与勝東部、平安座島等の沿岸部を中心に高潮に伴う浸水被害を想定している。
- ・特に中城湾港新港地区、与勝東部、平安座島で 2.0m 以上の高潮が想定している。
- ・天願川は、水防法第 14 条により浸水想定区域に指定されている。
- ・土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域 (イエローゾーン) は、32 箇所指定されている。

⑤石油コンビナート災害

- ・沖縄県は消防庁「石油コンビナートの防災アセスメント指針 (平成 25 年)」に基づく防災アセスメントを実施し、想定すべき災害の検討を行っている。「沖縄県石油コンビナート等防災計画」では (1) 平常時の災害想定、(2) 短周期地震動による被害、(3) 長周期地震動によるスロッシング被害、(4) 津波による被害、(5) 大規模災害、(6) 海上災害 (接岸船舶火災及び石油類流出被害)、(7) 台風による被害を想定している。
- ・石油コンビナートを有する平安座島、そこに隣接する宮城島と浜比嘉島では、災害時に指定文化財と未指定文化財の影響が想定される。

⑥複合被害

- ・感染症と自然災害は、今後も複合災害となる恐れが懸念されるため、本計画においても想定する。

⑦盗難・破損等

- ・島しょ地域などでは人口減少・高齢化等の影響による空き家の発生が増加しつつある。日常の防犯が行き届かず、歴史文化遺産の盗難や腐朽などによる毀損の危険性を増大させる恐れがあり、地域との連携を含めて文化財の防犯体制の整備や強化が求められる。
- ・伊計島では、個人の SNS 上の情報の拡散によって聖域な場所に安置されていた祖先の骨などが動かされたり、紛失したり、本来の形を変えられた出来事があった。なかには聖域を擁護する保安林の海岸植物をも伐採されることもあった。
- ・歴史文化遺産を所有するまたはその遺産を運営する地域住民は、防災と防犯に対する意識の向上や地域において守るべき存在であることを普段から把握しておく必要がある。

2. 歴史文化遺産の防災・防犯に関する方針

防災・防犯に関する方針は、「第6章 歴史文化遺産の保存と活用に関する課題と方針と措置」に定めているが、以下抜粋し、再掲する。

文化財の防災・防犯に関する方針（再掲・抜粋）

2. 歴史文化遺産の保存・活用に関する方針

（5）歴史文化遺産の防災・防犯を確立する

市の防災計画に準拠した地域の防災・防犯の体制づくりとその文化財レスキューを行う団体との連携づくりを進めていく。

本市では、『うるま市地域防災計画』（2015年：平成27年3月）を策定し、総合的な防災対策に取り組んでいる。同計画では、災害が発生した場合における被害を最小化し、迅速な回復を図る「減災」の考え方を基本とし、災害の対策を自助・共助・公助の立場から推進するとともに地域の自発的な防災活動などが重要としている。その基本方針は「周到かつ十分な災害予防対策」「迅速かつ円滑な災害応急対策」「適切かつ速やかな災害復旧・復興対策」の段階を掲げており、歴史文化遺産の災害予防において同計画に準拠した方針を定めていくものとする。

（1）災害・被害のリスクの把握

①歴史文化遺産パトロールによる点検

- ・市内の指定・登録文化財は、地域住民や関係団体と連携し、月2回以上のパトロールで現状を把握する。その際は強風や雨水、倒木などによる建造物や史跡の破損、液状化リスクなど、影響を受けそうな箇所及び被害の想定を洗い出していく。
- ・自然災害は、その発生自体が地形等に影響されるところが大きいことから、周辺地形の把握と災害ハザードマップ等をもとに、起こりうる被害について予想しておく。
- ・指定・登録文化財のうち建造物及び史跡内にある建造物等は、火災によって被災を受けやすく、特に付近における火気の使用や可燃性の高い物品の存在、漏電の可能性など災害発生のリスクを把握しておく。
- ・美術工芸品等は、保管や展示場所の火災、盗難等の被害発生のリスクを把握しておく。

②雨季期間及び台風時の点検

- ・春雨前線及び梅雨、秋雨前線の期間は、長時間の降雨量が想定される。上記で明記している点検と同様な行動に取り組む。
- ・資料館施設においても展示場や収蔵庫等より雨水の侵入を予想し、その対策を講じる。

（２）事前対策の推進

①補強・修理

- ・リスクの把握を踏まえて災害が起こりうると思われる箇所は、補強・修理、被害を軽減するための設置場所の工夫、防災施設の設置等の可能な限りでの事前の対策を講じる。

②地震の対策

- ・歴史文化遺産の建造物や文化施設、資料館施設は専門家による耐震診断を実施し、必要に応じて耐震補強の措置を講じる。建造物の耐震化にあたっては、「文化財建造物等の地震における安全性確保に関する指針」（平成８（１９９６）年１月、文化庁）及び「伝統的建造物群の耐震対策の手引き」（令和２年（２０２０）１月、文化庁）等を踏まえつつ、専門家の指導助言のもと、文化財の価値を損なわない適切な対策を図る。

③防火の対策

- ・指定・登録文化財や未指定文化財は防火を予防するため、「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」（令和２（２０２０）年１２月改訂、文化庁）及び「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」、「世界遺産・国宝等における防火対策５か年計画」（いずれも令和元（２０１９）年１２月、文化庁）等に応示される対策に基づき、以下の取り組みを推進していく。

④地域との連携

- ・リスクの高い歴史文化遺産は、所有者または管理者、自治会、警察署と連携を図り、巡視・点検等を強化していく。また、必要な防犯としては防犯設備の充実も意識し、対策を講じていく。
- ・市教育委員会では指定・登録文化財を対象に文化財パトロールを月２回以上実施しているが、未指定文化財も範囲に含め、住民参加の防犯パトロールを積極的に取り組んでいく。
- ・歴史文化遺産パトロールについては、人材育成を図る。

⑤記録保存

- ・歴史文化遺産は災害・被害による万が一の破壊や流出等に備え、データベース化とデジタル化等の記録保存を推進していく。

（３）防災・防犯に関する知識の習得

①所有者と管理者

- ・歴史文化遺産を保有する所有者とその管理者、自治会に対しては、災害・被害のリスクの周知及び防災・防犯知識の習得のための指導助言等を継続的に取り組む。
- ・歴史文化遺産の滅失や散逸を防ぐための協力体制を整備する。
- ・毎年１月２６日に取り組んでいる文化財防火デーは、消防署及び市危機管理課等と連携し、地域住民や消防団、児童等が参加しての防火訓練を実施する。それらは非常時

の対応についての知識の習得並びに地域の文化財への防災意識を高めていく。

- ・歴史文化遺産に関する文化財防火デーの技術向上は、消防署と地域の自治会、所有者等と連携を図り、防災訓練の経験を増やす。

②防火訓練マニュアル

- ・訓練の実施にあたっては、「国宝・重要文化財（建造物）等に対応した防火訓練マニュアル」（令和2（2020）年3月、消防庁）を活用し、マニュアルを作成する。
- ・作成したマニュアルは、各文化財建造物等で想定される火災危険等を考慮した訓練を実施する。
- ・県・文化財防災センターと連携体制を整える。

（４）災害時・被害発生時の対応

①災害・被害発生時

- ・歴史文化遺産の所有者や管理者等は、自身及び見学者等の安全を確保した後、歴史文化遺産の被害について状況を確認し、可能な場合は歴史文化遺産を安全な場所に移動させるなど緊急の保護・救済の対応を図る。

②被災した場合

- ・歴史文化遺産が被災した状況は速やかに把握し、関係機関へ報告を行うとともに、状況に応じた保護とその救済の対応を図る。
- ・保護と救済の対応は、所有者や管理者等や関係機関と協議しながら文化財の種別や被災した状況等に応じた適切な措置を講じる。

③対応マニュアル

- ・災害時・被害発生時は、被災した歴史文化遺産に対する迅速かつ最適な処置がとれるように文化財災害対応マニュアル等の作成を推進する。

3. 歴史文化遺産の防災・防犯に関する取組

歴史文化遺産の防災・防犯のための平時からの取組としては、災害に対する危険性をあらかじめ把握するため、『文化財ハザードマップ』の作成を必要とする。しかしながら、現時点では即時対応できないため、本市が作成した『うるま市防災減災マップ（保存版）』（平成27年）を活用していく。災害の危険性は、歴史文化遺産の所有者等への周知を図り、校区や自治会に情報を提供することで、どこに守るべき歴史文化遺産があり、その災害のリスクはどの程度であるのか等を共有し、地域の防災・防犯の意識の向上とその技術の習得につなげていく。

また、災害発生時における歴史文化遺産の保護等の処置は、指定・登録文化財を中心に誰がどのように取り組むべきかを記載した文化財の種別の災害対策マニュアルを作成し、公表していく。

(2) 歴史文化遺産を知り、未来へつなぐ				
27	歴史文化遺産パトロールの実施	歴史文化遺産の破損等の変化がないかを月2回程度見回りを実施する。	恒常 (R5～24)	行 住
28	歴史文化遺産の滅失・散逸防止のための協力体制の構築	歴史文化遺産の滅失や散逸を防ぐため、所有者が歴史文化遺産の処分を検討する場合には、市及び文化財関係機関へ相談・連絡するようにウェブサイト等で呼びかける。また、関係団体等が同様な事案を認知した場合には市に連絡する協力体制もつくる。	恒常 (R5～24)	行 所 住 民 研
28	歴史文化遺産の火災の防止の構築	歴史文化遺産の所有者と管理者とともに火気の使用や可燃性の高いもの、漏電箇所のリスクを把握し、その改善策に取り組む。	恒常 (R5～24)	行 所 住 民 研
28	歴史文化遺産の地震の防止の構築	歴史文化遺産の所有者と管理者とともに建造物や博物館施設等の耐震補強について調査し、その改善策を実施する。	恒常 (R5～24)	行 所 住 民 研
28	歴史文化遺産に関する津波と風水害の防止の構築	自然災害が想定される動産の歴史文化遺産は被害が出ない場所への移動を進める。雨水については侵入となる個所を調査し、その対策に取り組む。	恒常 (R5～24)	行 所 住 民 研
29	文化財防火デーの開催	毎年 1 月に市内指定文化財を中心に防災訓練を消防署、自治会、所有者等と連携して実施する。	恒常 (R5～24)	行 所 住 民 研
29	文化財レスキュー団体との連携づくり	歴史文化遺産に関する防災と防犯を県や文化財防災センター、文化財レスキュー団体等と連携体制を推進する。	恒常 (R5～24)	行 所 住 民 研

※取組主体 行：うるま市等、所：文化財所有者・管理者、住：住民・自治会等、
民：民間団体等、学：学校、研：研究者・大学・研究所等研究機関

その他の措置は、指定・登録文化財及び未指定文化財をはじめとした防災・防犯施設の改修、設置に対する支援を充実するとともに、文化財防火デーを中心とした防災・防犯に関する継続的な啓発の強化、そして訓練に取り組んでいく。

4. 歴史文化遺産の防災・防犯の推進体制と体制整備の方針

本市に所在する文化財について自然災害や火災、盗難、汚損等の災害発生時における対応とその被害状況の確認等は、以下の連絡体制とする。



婦人による消火訓練



石川部落事務所の消火訓練



園児による消火訓練



仲原遺跡の消火訓練

とくに文化財に係る防災及び災害時の連絡体制は、独立行政法人国立文化財機構文化財防災センターへ要請を行う。

文化財は、一度滅失すれば再生は困難であり、その損失を未然に防ぐ対策とともに、災害発生時における迅速な対応がより重要である。さらに平時より合同での訓練は定期的に実施することで、関係機関等との連携の構築及び強化を図られ、防災・防犯の対策をより一層推進させていくことができる。

災害・被害発生時等における連絡体制

